

令和3年1月14日

学校体育施設開放事業運営委員会委員長 様
生涯学習ルーム運営委員会委員長 様
小学校区教育協議会－はぐくみネット－委員長 様

東住吉区役所 次世代育成担当課長

学校体育施設開放事業・生涯学習ルーム事業・「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について

平素は、区政並びに区内教育行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和3年1月13日（水）に政府から令和3年1月14日（木）から2月7日（日）までを実施期間として大阪府域を対象に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われました。また、今般の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われることにあわせ、令和3年1月12日開催の第35回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において「大阪モデル」レッドステージ（非常事態）2へ移行することとされました。

大阪府知事から令和3年1月14日以降は、20時以降の不要不急の外出・移動の自粛を特に徹底することが求められていることを踏まえ、学校体育施設開放事業にかかる学校施設の利用について、**本市全区において、令和3年1月14日以降は、20時以降の利用の自粛を学校体育施設開放事業運営委員会及び利用者に要請**することとなったため、当区におきましても要請いたしますのでご対応いただきますようお願いいたします。

また当区におきましては、**生涯学習ルーム事業、はぐくみネット事業につきましても同様のご対応をお願いいたします。**

事業を実施される場合は、令和2年12月9日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」でもお願いしましたとおり、「学校施設の消毒ルール」の順守を徹底するとともに、利用者自身が活動するにあたって必要な対策（マスクの着用や体調不良者は参加しない、大声を出さない等）を講じ、感染拡大防止に努めるよう改めてお願いいたします。

ただし、学校によっては、状況に応じて学校施設の利用が許可できない場合や、他の条件を課して利用が許可できる場合もあります。学校長の指示に従ってください。

なお、今回の要請を解除する際は、追ってお知らせいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後変更した対応をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

上記の事業の対応について、何かご不明の点などがありましたら、区民企画課 次世代育成担当 黒川・浜島（電話 06-4399-9904）までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。